

令和6年第12回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年12月23日（月） 午後1時30分から2時50分

2. 開催場所 農業委員会議室（7階）

3. 議長 岡庭 丈夫（会長）

4. 出席委員（13人）

席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	欠
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定に基づく届出について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続）

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
（4条 市）

報告第4号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第4号 生産緑地の取得のあっせんについて

第6 その他

（1） 審議会、協議会の報告について

（2） その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己

次 長 菊池 智司

会計年度任用職員 貝塚 昭美

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和6年12月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 12番、戸邊勲代理、14番、大熊陽子委員、お願いいたします。 (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
菊池事務局次長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しいただきまして、何かございましたら、後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
菊池事務局次長	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「後谷〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外3筆、申請理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明、お願いいたします。

大久保委員

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をいたします。

申請人の住所、氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては、事務局からの説明どおりですので省略させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1番 家庭内贈与	(全員賛成)
----------	--------

議長

続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第2号、第3号に係る申請地のビデオ上映】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告をいたします。

今月は、議案第3号1番及び2番について内容調査会を開催しております。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案2号1番、申請人住所・氏名「〇〇・〇〇」、土地の表示「半田字下ノ割〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「住宅用地（追認）」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明、お願いいたします。

戸邊

会長職務代理

それでは、議案第2号1番についての説明をさせていただきます。

申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては、事務局の説明のとおりでございます。また、現地につきましてもビデオとおりでございますので省略させていただきます。

(以降、申請人について説明)

理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

その他といたしましては、誓約書がございます。

(資金計画について説明)

都市計画法用途指定以前から住宅地として利用しており、追認申請でございます。

以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 住宅用地（追認）	（全員賛成）
-------------	--------

議長

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長	議案第3号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「戸ヶ崎字上堤外〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」、申請目的「資材置場」。 なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 この案件は島根幸一委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。
島根(幸)委員	それでは、ただいまから議案第3号1番の説明をさせていただきます。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど、事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。 (以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明) 申請内容ですが、転用目的が資材置場で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。 (理由書朗読) 利用計画といたしましては、社員用2台、来客用2台、予備用駐車スペース6台、車両置場(中古車14台)、タイヤホイール等を1t程度、ドア等を2t程度となっております。 続いて、被害防除ですが、東側(宅地側)既設コンクリートブロック、(農地側)地先コンクリートブロック1段、西側(宅地側)既設U字溝、アイドリングストップ看板2枚、南側(宅地・雑種地側)既設U字溝、北側(畑・道路)新設コンクリートブロック1段、会社看板、敷地内は砂利敷きで、雨水は自然浸透となっております。 以上が被害防除の説明でございます。 そのほかでございますが、誓約書を頂いております。 (資金計画について説明) 農地区分は、第2種農地です。 以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。 島根至代委員。
島根(至)委員	(挙手により質問) これ、2つに分けるのではなく、1つを仲よく2人で使うということですか。

議長	島根幸一委員。
島根(幸)委員	そうです。線も引かず、別々に営業というか、半分ずつを使う。
議長	大熊陽子委員。
大熊委員	(挙手により質問) 共同経営とかではなく、それぞれが個人個人の経営をなさっている方が半分ずつということでしょうか。
議長	島根幸一委員、お願いいたします。
島根(幸)委員	両方が土地の名義人ということです。ですから、どちらの土地に誰かということじゃなくて、その全体の土地の2分の1ずつということで、ご理解をお願いします。
大熊委員	分かりました。
議長	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	1番 資材置場 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第3号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。
菊池事務局次長	議案第3号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「番匠免一丁目〇〇番」外1筆、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。 なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は秋谷委員の担当でございます。秋谷委員に内容説明、お願いいたします。

秋谷委員

それでは、ただいまから第3号2番を説明させていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほどの事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので省略いたします。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

ここで、理由書が提出されていますので、読み上げます。

(理由書朗読)

続いて、本社から申請地までの距離と時間ですが、約5km、車で15分です。

利用計画につきましては、大型トラック9台、従業員車両9台を駐車いたします。

続いて、被害防除については、東側(宅地・農地側)、コンクリート板柵土留め単管パイプ1m、西側(宅地側)コンクリート板柵土留め単管パイプ1m、前向き駐車看板設置、南側(道路側)、コンクリート板柵土留め単管パイプ1m、出入口は7m×9mでコンクリート舗装、フェンス、会社看板、北側(水路側)コンクリート板柵土留め単管パイプ1m、アイドリングストップ看板、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透、以上が被害防除です。

その他参考事項といたしまして誓約書が提出されています。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号2番について説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号2番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2 番 駐車場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第 3 号 3 番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第 3 号 3 番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「新和三丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「作業所、倉庫用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね 10ha 未満であるため、第 2 種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明をさせていただきます。

それでは、議案第 3 号 3 番についての説明をいたします。

(以降、申請人について説明)

理由書を読み上げます。

(理由書朗読)

それでは、利用計画を申し上げます。作業所が 1 階ですね、2 階が倉庫となっております。2 階建て、1 棟、建築面積〇〇㎡、延べ床面積〇〇㎡、自家用車の駐車スペース 2 台。

被害防除ですが、東側（市道側）新設コンクリートブロック 2 段積み、これは出入口がコンクリート舗装です。申請地は道路より 10cm 高で行います。北側（水路側）新設コンクリートブロック 5 段積み、西側、南側はコンクリートブロック 2 段積み、作業所兼倉庫の東側及び南側はコンクリート舗装、北側は砂利敷き、西側は造成のみ、汚水につきましては合併処理浄化槽 7 人槽処理後、雨水浸透ますからオーバーフロー分を北側水路に放流するというところでございます。

(資金計画について説明)

また、市街化調整区域の立地基準ですが、都市計画法第 34 条第 12 号、市条例第 3 条第 1 項第 4 号でございます。今回市道 0102 号線幹線道路の整備工事に伴う公共移転となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま議案第 3 号 3 番について説明が終わりました。

ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根委員。

島根幸一委員

(挙手により質問)

どこら辺に建つのでしょうか、具体的に、通り端のほうとか、南のほうとか。

議長

北側のところですよ。東がすぐ道路になります。北側に水路があって、水路の後ろに

	ハウスがあります。南は全面的に露地の畑です。
島根(幸)委員	ハウス寄りのほうの。
議長	ハウス寄りの半分です。
島根幸一委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第3号3番に賛成の方、挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。
	3番 作業所、倉庫 (全員賛成)
議長	続きまして、議案第4号、生産緑地の取得のあっせんについて、を上程いたします。 それでは、議案第4号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
菊池事務局次長	議案第4号1番について説明いたします。 本日、お配りしました議案第4号1番関係資料をご覧ください。 議案第4号につきましては、三郷市長より生産緑地の取得のあっせんについて、農業委員会に依頼があり、それを受けまして、農業委員会としてのあっせんの業務となります。この案件につきましては、10月の総会にて、主たる従事者として証明した案件でございます。 あっせんの対象者でございますが、近隣農業従事者となる申請地でありますインター南二丁目付近の農家組合長さんへご案内を考えております。あっせんの方法につきましては、近隣農家組合長さんへあっせんの案内についての送付を行いたいと考えております。 その他でございますが、面積、買取り希望価格は記載のとおりになっております。 総会でご承認いただきましたら、農家組合長に回覧でご案内をし、来月の総会でご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。
ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。
ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。
採決をいたします。
議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

ここで暫時休憩といたします。
開会時間は2時30分をお願いいたします。

【13分暫時休憩】

議長

それでは、再開をいたします。

議長

続きまして、その他に移らせていただきます。
まず、審議会、協議会におきまして報告がございましたらお願いいたします。
まず、代理からお願いいたします。

戸邊
会長職務代理

① 三郷市環境審議会 11月26日 三郷市役所

議長

ほかにごございますか。

【挙手なし】

議長

① 令和6年度全国農業委員会会長代表者集会 11月28日 東京都文京区シビックホール
② 三郷市都市計画審議会 12月16日

そのほか、ございますか。

【挙手なし】

議長

なければ、その他でもし報告ございましたらお願いいたします。

【挙手なし】

議長

それでは、事務局からの連絡事項ということで、まず局長のほうからお願いいたします。

萩原事務局長

- ① 農地利用状況調査について
- ② 四市町農政研究会合同研修会について 令和7年1月17日 吉川市

議長

ありがとうございます。
続きまして、農業振興課からの連絡事項につきましては、次長からお願いします。

菊池事務局次長

- ① 農林業センサス調査委員説明会 令和7年1月14日 市役所大会議室
- ② 三郷メロン生産者反省会 1月22日 市役所東別館第5会議室

議長

ありがとうございます。
それでは、以上をもちまして今月の総会を閉会とさせていただきます。
閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

戸邊

会長職務代理

長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。
今月の総会では、農地法3条が1件承認、4条が1件、5条が3件許可相当となりました。
また、生産緑地の取得あっせんについてが、1件承認となりました。
審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございます。
以上をもちまして、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。